**会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく再生手続**

**開始の決定を受けた業者の申請の案内**

　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた業者、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた業者（以下「更生手続開始決定者等」という。）で、競争参加資格審査を申請される場合は、次により申請してください。

１．更生手続開始決定者等による競争参加資格の申請の取扱い

　　既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、更正手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以降に、再度の申請を希望する場合については、「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（別紙　　　　第1号の9様式）により再申請してください。この場合、従前の競争参加資格の等級決定を取消すため、「等級決定取消申請書」（別紙第1号の10様式）も併せて提出してください。

再申請をする場合は、通常の申請書に添付する書類のほか、次の書類を添付してください。

　①更生手続等開始の決定書の写し

　　　②貸借対照表及び損益計算書

　　　③更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

　　　　　※　提出書類の作成時期については、更生手続等開始の決定時以降の時点において作成してください。

なお、損益計算書については、貸借対照表を作成する基となった時点までの１年間におけるものを作成してください。

２．資格の有効期間

　　当該参加資格を付与された日から令和9年3月31日まで

別紙第１号の９様式（第23関係）

（用紙Ａ４）

　　年　　月　　日

再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

四　国　財　務　局　長　　殿

（郵便番号）

電話番号

　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

の開始の決定を受けました

　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続

ので、再度の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を希望します。

別紙第１号の１０様式（第23関係）

（用紙Ａ４）

　　年　　月　　日

等級決定取消申請書

四　国　財　務　局　長　　殿

（郵便番号）

電話番号

　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

の開始の決定を受けました

　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続

ので、再度の一般競争（指名競争）参加資格の取消しを申請します。

記

１　資格決定通知書の交付年月日　　　年　　月　　日

２　資格決定通知書の番号　　　　 第　　　　　　　号